

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	老人ホーム入所措置等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、老人ホーム入所措置等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年10月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人ホーム入所措置等に関する事務
②事務の概要	老人福祉法に基づき、老人ホームへの入所措置を行う。 1. ケースワーカーによる相談、面接、調査 2. 入所判定会議における入所の適否審査 3. 養護老人ホームでの体験入所等を経て、入所措置を行う 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ・福祉の措置 ・措置に要する費用の支弁、徴収 ・措置に関する調査の嘱託及び報告の請求に関する事務 ・老人福祉法第二十七条に規定する遺留金品の処分に関する事務 ・老人福祉法第五条の四、第五条の五及び第六条の二に規定する福祉の措置に関する事務
③システムの名称	保健福祉総合システム（福祉共通管理システム、施設入所サブシステム）
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 保健福祉総合システム（養護老人ホーム施設入所台帳ファイル） 2. 表計算ソフトウェア（ケース名簿）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）別表 61の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（第二条における情報提供の根拠） ：なし（老人ホーム入所措置等に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない） （第二条における情報照会の根拠） ：項86・87
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 高齢者支援課 0466-50-3523
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ID、パスワード及び指紋による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 総合相談・地域支援担当	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 福祉総合相談支援センター	事後	担当の名称が変更されたが、業務内容等に変更されていないため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	室長 平井 護	地域包括ケアシステム推進室長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年2月28日	Ⅳリスク対策		項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-25-1111(内)2661	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室(福祉総合相談支援センター) 0466-25-1111(内)3250	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室(福祉総合相談支援センター) 0466-50-3523	事後	
令和2年3月13日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成31年2月8日時点	令和2年1月16日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和3年3月12日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[] 接続しない(提供)	[○] 接続しない(提供)	事後	
令和3年3月12日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	(削除)	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 福祉総合相談支援センター	福祉部 高齢者支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	地域包括ケアシステム推進室長	高齢者支援課長	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室(福祉総合相談支援センター) 0466-50-3523	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 高齢者支援課 0466-50-3523	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表第一 41の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 61の項	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :なし(老人ホーム入所措置等に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :項61・62	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (第二条における情報提供の根拠) :なし(老人ホーム入所措置等に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (第二条における情報照会の根拠) :項86・87	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 8. 人を介在させる作業		項目追加	事後	
令和6年12月11日	Ⅳリスク対策 11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	
令和6年12月11日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和2年1月16日時点	令和6年11月27日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施
令和7年10月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和6年11月27日時点	令和7年8月31日時点	事後	評価実施後5年を経過する前の再実施